

証券コード 5923
平成28年6月10日

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中2丁目10番70号
高田機工株式会社
取締役社長 寶 角 正 明

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前9時
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
日本綿業倶楽部 新館7階 大会場
3. 目的事項
報告事項 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takadakiko.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和継続等を背景に景気は緩やかな回復基調を辿りました。しかしながら年度後半には、株式市況・為替相場の急激な変動や新興国経済の減速等で、先行き不透明感が強まりました。

橋梁事業におきましては、新設鋼橋の発注量は前事業年度並みを確保したものの、発注者別に見ると国土交通省からの発注は大きく減少し、高速道路会社発注の大型案件が減少分を補完する構図となりました。

鉄構事業では需要は堅調に推移いたしましたが、当社が得意とする超高層案件は、「首都圏一極集中」がより鮮明となり、当社の地元である関西圏での案件は極めて少ない状態が続きました。

このような状況のもとで、当社は橋梁事業における対象案件を絞った受注活動をさらに推し進め、各四半期において目標とする案件の受注を着実に積み上げてまいりました。鉄構事業におきましても採算性重視の基本方針は変更せず、関西圏を中心に、利益確保が見込まれる案件のみの受注を徹底いたしました。この結果、当事業年度の受注高は橋梁事業が143億円、鉄構事業が38億円と前事業年度を上回る成果を上げることができました。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、売上高が124億79百万円（前期比6.6%増）、営業損失85百万円（前期は1億1百万円の営業利益）、経常利益25百万円（前期比90.1%減）、当期純利益62百万円（前期比71.8%減）と各利益とも前事業年度を下回る結果となりました。

事業別の売上高、受注高および受注残高の状況は次のとおりであります。

(橋梁事業)

当事業年度における橋梁事業の売上高は97億85百万円（前期比12.6%増）となりました。主な売上工事は東日本高速道路㈱・高谷JCT・稲荷木橋、関東地方整備局・山崎地区高架橋、千葉県・妙典橋上部工その3であります。

受注高は143億29百万円（前期比17.5%増）となりました。主な受注工事は中日本高速道路㈱・向畑高架橋、滋賀県・瀬田川橋、首都高速道路㈱・青葉地区上部・橋脚（その2）工事、中部地方整備局・ロヶ島南高架橋、和歌山県・岩出橋であります。これにより当事業年度末の受注残高は167億39百万円（前期比37.3%増）となりました。

(鉄構事業)

当事業年度における鉄構事業の売上高は26億94百万円（前期比10.7%減）となりました。主な売上工事は岡谷スチール㈱・近畿大学東大阪キャンパス、㈱大林組・Y計画別館、日鉄住金物産㈱・六本木三丁目東地区であります。

受注高は38億78百万円（前期比78.8%増）となりました。主な受注工事は岡谷スチール㈱・近畿大学東大阪キャンパス、㈱大林組・Y計画別館、大成建設㈱・日本医科大学付属病院・レッドウッド藤井寺であります。これにより当事業年度末の受注残高は25億74百万円（前期比85.1%増）となりました。

この結果、当社の当事業年度の受注高は182億7百万円（前期比26.7%増）、受注残高は193億13百万円（前期比42.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、工場の生産性向上のための機械装置の更新等のために、総額1億92百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は金融機関より借入れによる運転資金の調達を行っております。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                              | 第84期<br>(平成24年度) | 第85期<br>(平成25年度) | 第86期<br>(平成26年度) | 第87期<br>(当事業年度)<br>(平成27年度) |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 受 注 高                            | 11,660           | 10,619           | 14,367           | 18,207                      |
| 売 上 高                            | 12,020           | 11,308           | 11,708           | 12,479                      |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )     | 27               | △2,006           | 258              | 25                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | 38               | △2,168           | 222              | 62                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)   | 1円74銭            | △98円36銭          | 10円10銭           | 2円85銭                       |
| 総 資 産                            | 22,791           | 23,605           | 22,959           | 23,109                      |
| 純 資 産                            | 17,566           | 15,550           | 16,173           | 15,831                      |
| 1株当たり純資産                         | 796円72銭          | 705円39銭          | 733円75銭          | 718円29銭                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

#### (4) 対処すべき課題

橋梁事業におきましては、新設鋼橋の発注量は当事業年度並みにとどまると予想されます。高速道路会社から大規模案件の発注や予告はあるものの、熊本地震からの復旧が優先され国土交通省案件の発注は時期が遅れると見られます。地域的には中部地区の発注が多いものの、遅れている東北復興案件の発注には不透明感が残ります。一方で、保全・中大規模改築工事の発注はさらに増加が見込まれており、当社も対応を急いでおります。

鉄構事業におきましては、期初は案件が少ないものの、夏以降は首都圏での大型再開発高層案件の着工が相次ぎ、需要の上積みが期待されます。地域的には「首都圏一極集中」の様相がさらに強まると予想される中、地元である関西圏の案件や大型のヤードを保有するという当社の特徴を活かせる案件の受注活動を基本としますが、採算の見込める首都圏の案件には積極的に対応し、受注量を拡大することで事業の安定化を目指してまいります。

当社にとっては橋梁事業・鉄構事業ともに課題の多い事業環境が継続しますが、新年度の基本方針を「事業環境に対応した受注と利益目標の達成」「社会に信頼される品質と安全の確保」「組織間の活性化を目指した人材育成」「保全事業の具体化と独自技術の推進」として、全社一丸となり業績の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣の許可を受け、以下の事業を行っております。

| 区 分           | 内 容                         |
|---------------|-----------------------------|
| 橋 梁 製 作 施 工   | 道路橋、鉄道橋など鋼橋の設計、製作、架設        |
| 鉄 骨 製 作 施 工   | ビル建築、学校体育館など鉄骨の設計、製作、架設     |
| そ の 他 土 木 工 事 | 鋼橋上部工の床版、舗装工事、標識、防護柵などの設置工事 |

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

本 社 大阪市  
東 京 本 社 東京都中央区  
営 業 所 仙台市、静岡市、名古屋市  
和歌山県海南市、広島市、福岡市  
工 場 和歌山県海南市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 232名 (37名) | 2名減 (2名減) | 43.8歳   | 19.5年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額   |
|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 700 百万円 |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行     | 700     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 600     |

(9) その他の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 65,600,000株
- ② 発行済株式の総数 22,375,865株
- ③ 株主数 2,979名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名          | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|--------------|---------|---------|
| 日本生命保険相互会社   | 1,336   | 6.06    |
| 新日鐵住金株式会社    | 1,000   | 4.53    |
| JFEスチール株式会社  | 915     | 4.15    |
| 株式会社奥村組      | 888     | 4.02    |
| 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社  | 810     | 3.67    |
| 前尾和男         | 650     | 2.94    |
| 株式会社紀陽銀行     | 586     | 2.65    |
| 株式会社三井住友銀行   | 502     | 2.27    |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 502     | 2.27    |
| 株式会社川金コアテック  | 500     | 2.26    |

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式の総数より自己株式（335,499株）を控除して計算して表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

該当する事項はございません。



### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役および監査役の状態（平成28年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状態                             |
|-----------|---------|-------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 寶 角 正 明 |                                           |
| 専務取締役執行役員 | 谷 俊 寛   | 鉄構本部長                                     |
| 常務取締役執行役員 | 嶋 崎 哲 太 | 営業本部長                                     |
| 常務取締役執行役員 | 梶 義 明   | 管理本部長 兼コンプライアンス室長                         |
| 取締役執行役員   | 高 橋 裕   | 和歌山工場長                                    |
| 取締役執行役員   | 小 林 雄 紀 | 技術本部長 兼設計部長                               |
| 取 締 役     | 川 谷 充 郎 | 国立大学法人神戸大学 名誉教授                           |
| 常 勤 監 査 役 | 坂 田 友 良 |                                           |
| 監 査 役     | 桑 原 豊   | 弁護士（弁護士法人第一法律事務所）                         |
| 監 査 役     | 山 中 俊 廣 | 公認会計士（山中俊廣公認会計士事務所 代表）<br>学校法人大阪成蹊学園 常任監事 |

- (注) 1. 取締役川谷充郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑原豊氏および監査役山中俊廣氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山中俊廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役川谷充郎氏、監査役桑原豊氏、監査役山中俊廣氏の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当事業年度中に就任した取締役および監査役  
平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会において、新たに川谷充郎氏は取締役に選任され、また山中俊廣氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当事業年度中の地位、担当および重要な兼職の状態が異動した取締役  
平成27年6月25日付をもって、梶義明氏は常務取締役に選定され、就任いたしました。
7. 監査役吉竹英之氏は、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

#### ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員 名 | 支 給 額<br>百万円 |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7<br>(1)  | 106<br>(3)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 27<br>(12)   |
| 合 計                | 11        | 134          |



- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等限度額は、平成20年6月26日開催の第79期定時株主総会において年額330百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等限度額は、平成20年6月26日開催の第79期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### ア. 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先と当社との関係

- ・取締役川谷充郎氏は、国立大学法人神戸大学名誉教授であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役桑原豊氏は、弁護士法人第一法律事務所弁護士であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役山中俊廣氏は、山中俊廣公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- また、同氏は学校法人大阪成蹊学園常任監事を兼務しておりますが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 取締役会出席状況          | 監査役会出席状況          | 主な発言状況                                                 |
|-----|------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 取締役 | 川谷充郎 | 11回中11回<br>(100%) | -                 | 大学教授（土木工学、建設工学）としての豊富な経験と専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 桑原豊  | 14回中13回<br>(92%)  | 13回中12回<br>(92%)  | 弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                   |
| 監査役 | 山中俊廣 | 11回中11回<br>(100%) | 10回中10回<br>(100%) | 公認会計士としての財務および会計に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。      |

(注) 取締役川谷充郎氏および監査役山中俊廣氏については、平成27年6月25日就任以降に開催された取締役会および監査役会への出席状況を記載しております。

#### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                          | 支 払 額     |
|--------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 百万円<br>25 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
ア) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。

イ) 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。

ウ) 代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。

エ) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取り組めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア) 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。
- イ) 定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会議等に伝達します。
- ウ) 業務運営については全社的な各年度予算および目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的で開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア) 代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
- イ) 代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たっています。
- ウ) 社員就業規則において使用人に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。
- エ) 代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。
- ⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、必要に応じ補助者において監査業務の補助を行うよう取締役等に要請することができます。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
ア) 上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。  
イ) 上記の補助者に係る人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
ア) 取締役および使用人は、次の事項について速やかに監査役会に報告をするものとします。  
・ 役職員の違法、内部不正行為等  
・ 重要な訴訟事案  
・ 緊急・非常事態  
・ その他重要な事態  
イ) 当社は、監査役に上記ア) の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
ア) 監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。  
イ) 代表取締役は、業務執行方針並びに会社が対処すべき課題等について、監査役会と意見を交換するために定期的に会合を開催します。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
ア) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築をするとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。  
イ) 内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。



⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

ア) 当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。

イ) 企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行

取締役は当事業年度に取締役会を14回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業務運営状況の報告を行い、取締役の業務執行の監督を行っております。また、毎月の執行役員会議・部門会議において業務執行体制の見直しを行うことにより、業務の適正を確保するための体制の更なる向上を図っております。

② 監査役の職務の執行

監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、各本部・事業所への往査、重要な決裁書類の閲覧等を通じて経営の監査を行っております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人および内部監査室との間で情報交換を行い、効率的な監査業務の遂行に務めております。

③ 内部監査の実施

代表取締役直轄の内部監査室は、内部統制システムならびに遵法経営の定着状況等について、各部門に対し内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。また、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

④ コンプライアンスに対する取組み

取締役およびコンプライアンス室が中心となり、全社員に対し企業倫理規程の遵守を徹底しております。また、免責性を確保した社内通報制度を設け、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に務めております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針等

### ① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

そして、当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があるものと考えております。

### ② 当社を取り巻く経営環境と今後の取組み

当社の主力事業である橋梁事業を取り巻く昨年度の環境は、新設鋼橋の発注量は前年度並みを確保したものの、発注者別に見ると国土交通省からの発注は大きく減少し、高速道路会社発注の大型案件が減少分を補完する構図となりました。鉄構事業では需要は堅調に推移いたしましたが、当社が得意とする超高層案件は、「首都圏一極集中」がより鮮明となり、当社の地元である関西圏での案件は極めて少ない状態が続きました。

このような状況のもと、橋梁事業における対象案件を絞った受注活動をさらに推し進め、目標とする案件の受注を着実に積み上げてまいりました。鉄構事業におきましても採算性重視の基本方針は変更せず、関西圏を中心に、利益確保が見込まれる案件のみの受注を徹底いたしました。この結果、受注高は橋梁事業、鉄構事業ともに前年度を上回る成果を上げることができました。

今後の経営環境は、橋梁事業では新設鋼橋の発注量は昨年度並みにとどまると予想されます。高速道路会社から大規模案件の発注や予告はあるものの、熊本地震からの復旧が優先され国土交通省案件の発注が遅れると見られます。地域的には中部地区の発注が多いものの、遅れている東北復興案件の発注には不透明感が残ります。保全・中大規模改築工事の発注が本格化する中で、将来の新しい事業の柱とすべく、体制の構築を急いでおります。鉄構事業では、地元である関西圏の案件や大型のヤードを保有するという当社の特徴を活かせる案件の受注活動を基本としますが、採算の見込める首都圏の案件には積極的に対応し、受注量を拡大することで事業の安定化を目指してまいります。一方で、橋梁事業・鉄構事業で永年培われた制震関連製品は順調に育っており、今後は独自技術によるさらなる改善と新たなニーズに適合する新製品の開発に取り組んでまいります。

平成28年度は、当社にとって橋梁事業・鉄構事業ともに課題の多い事業環境が継続しますが、年度方針である「事業環境に対応した受注と利益目標の達成」「社会に信頼される品質と安全の確保」「組織間の活性化を目指した人材育成」

「保全事業の具体化と独自技術の推進」を軸として、「経営資源および共有する情報の最大活用」に向けて全社一丸となり業績の拡大に取り組んでまいります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会において、有効期間を平成28年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとする平時における「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を承認いただき導入しております。

- ④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、基本方針の考え方、並びに平成17年5月27日に法務省および経済産業省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、平成20年6月30日付の企業価値研究会報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、および東京証券取引所の適時開示規則に沿って設計され、これにより、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、本プランは、不適切な大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大規模買付者との交渉または対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した外部の有識者と社外監査役から構成される独立委員会の意見を最大限尊重するものとし、独立委員会は、当社取締役の利益をはかることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。



# 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                |                   |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|                 | 千円                |                        | 千円                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>10,610,016</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>6,822,406</b>  |
| 現金預金            | 1,712,067         | 支払手形                   | 1,441,812         |
| 受取手形            | 140,545           | 工事未払金                  | 1,311,812         |
| 完成工事未収入金        | 8,258,494         | 短期借入金                  | 2,700,000         |
| 未成工事支出金         | 451,863           | 未払金                    | 86,770            |
| 材料貯蔵品           | 14,931            | 未払費用                   | 80,227            |
| 前払費用            | 22,874            | 未払法人税等                 | 39,027            |
| その他流動資産         | 35,529            | 未成工事受入金                | 783,507           |
| 貸倒引当金           | △26,290           | 預り金                    | 15,130            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>12,499,011</b> | 賞与引当金                  | 152,170           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,152,091</b>  | 工事損失引当金                | 211,946           |
| 建物・構築物          | 994,217           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>455,180</b>    |
| 機械・運搬具          | 558,092           | 繰延税金負債                 | 310,847           |
| 工具器具・備品         | 71,057            | 退職給付引当金                | 122,976           |
| 土地              | 5,515,583         | その他固定負債                | 21,356            |
| 建設仮勘定           | 13,141            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,277,586</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>26,426</b>     | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,320,493</b>  | 科 目                    | 金 額               |
| 投資有価証券          | 4,397,395         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>15,184,401</b> |
| 長期貸付金           | 45,675            | 資本金                    | 5,178,712         |
| 前払年金費用          | 315,253           | 資本剰余金                  | 4,608,706         |
| その他投資等          | 633,284           | 資本準備金                  | 4,608,706         |
| 貸倒引当金           | △71,115           | 利益剰余金                  | 5,538,388         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>23,109,028</b> | 利益準備金                  | 534,463           |
|                 |                   | その他利益剰余金               | 5,003,925         |
|                 |                   | 別途積立金                  | 4,320,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金                | 683,925           |
|                 |                   | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△141,405</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等               | 647,040           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金           | 647,040           |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>15,831,442</b> |
|                 |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>23,109,028</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

| 科 目                     | 金 額    | 金 額        |
|-------------------------|--------|------------|
|                         | 千円     | 千円         |
| 完 成 工 事 高               |        | 12,479,817 |
| 完 成 工 事 原 価             |        | 11,468,745 |
| 完 成 工 事 総 利 益           |        | 1,011,071  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,096,644  |
| 営 業 損 失                 |        | 85,572     |
| 営 業 外 収 益               |        |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 92,231 |            |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 57,498 | 149,730    |
| 営 業 外 費 用               |        |            |
| 支 払 利 息                 | 15,633 |            |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 22,942 | 38,576     |
| 経 常 利 益                 |        | 25,581     |
| 特 別 利 益                 |        |            |
| 投 資 不 動 産 売 却 益         | 92,479 | 92,479     |
| 特 別 損 失                 |        |            |
| ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損       | 11,480 | 11,480     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 106,581    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 32,300 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 11,433 | 43,733     |
| 当 期 純 利 益               |        | 62,847     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |              |           |           |             |              |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-------------|--------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |           |             |              |
|                                 |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                 |           |           |              |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |              |
| 当 期 首 残 高                       | 5,178,712 | 4,608,706 | 4,608,706    | 534,463   | 4,320,000 | 709,242     | 5,563,705    |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |              |           |           |             |              |
| 剰余金の配当                          |           |           |              |           |           | △88,165     | △88,165      |
| 当期純利益                           |           |           |              |           |           | 62,847      | 62,847       |
| 自己株式の取得                         |           |           |              |           |           |             |              |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |           |              |           |           |             |              |
| 事業年度中の変動額合計                     | —         | —         | —            | —         | —         | △25,317     | △25,317      |
| 当 期 末 残 高                       | 5,178,712 | 4,608,706 | 4,608,706    | 534,463   | 4,320,000 | 683,925     | 5,538,388    |

|                                 | 株 主 資 本  |                | 評価・換算差額等         | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------|----------|----------------|------------------|------------|
|                                 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 当 期 首 残 高                       | △141,135 | 15,209,988     | 963,021          | 16,173,009 |
| 事業年度中の変動額                       |          |                |                  |            |
| 剰余金の配当                          |          | △88,165        |                  | △88,165    |
| 当期純利益                           |          | 62,847         |                  | 62,847     |
| 自己株式の取得                         | △269     | △269           |                  | △269       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |          |                | △315,980         | △315,980   |
| 事業年度中の変動額合計                     | △269     | △25,586        | △315,980         | △341,567   |
| 当 期 末 残 高                       | △141,405 | 15,184,401     | 647,040          | 15,831,442 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……………移動平均法に基づく原価法

#### (2) たな卸資産

①未成工事支出金 ……………個別法に基づく原価法

②材料貯蔵品 ……………移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 ……………定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産 ……………定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、前1年間の賞与支給実績を基礎に将来支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

工事損失引当金 ……………受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

退職給付引当金 ……………従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物・構築物 | 457,643千円   |
| 土地     | 2,559,063千円 |
| 計      | 3,016,706千円 |

(2) 担保に係る債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 2,000,000千円 |
|-------|-------------|

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,738,878千円 |
|-------------------|-------------|

損益計算書に関する注記

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高 | 12,321,441千円 |
|-------------------|--------------|

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 2. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | △3,034千円 |
|----------------------------|----------|

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数  
     普通株式 22,375,865株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
     普通株式 335,499株

3. 剰余金の配当に関する事項  
     (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成27年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 44,083千円 | 2円00銭    | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |
| 平成27年11月6日<br>取締役会   | 普通株式  | 44,082千円 | 2円00銭    | 平成27年9月30日 | 平成27年12月1日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 44,080千円
- ②1株当たり配当額 2円00銭
- ③基準日 平成28年3月31日
- ④効力発生日 平成28年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金と前払年金費用であります。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は16,253千円、法人税等調整額は5,044千円減少し、その他有価証券評価差額金が11,209千円増加しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|-----------------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金預金              | 1,712,067 | 1,712,067 | —  |
| (2) 受取手形              | 140,545   | 140,545   | —  |
| (3) 完成工事未収入金          | 8,258,494 | 8,258,494 | —  |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 4,173,841 | 4,173,841 | —  |
| (5) 支払手形              | 1,441,812 | 1,441,812 | —  |
| (6) 工事未払金             | 1,311,812 | 1,311,812 | —  |
| (7) 短期借入金             | 2,700,000 | 2,700,000 | —  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 工事未払金、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額223,554千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

718円29銭

1 株当たり当期純利益

2円85銭



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

高田機工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高田機工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

高田機工株式会社 監査役会

常勤監査役 坂田友良 ⑩

社外監査役 桑原豊 ⑩

社外監査役 山中俊廣 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化をはかり、あらゆる経営環境の変化にも対応できるよう内部留保の充実をはかるとともに、株主の皆様には安定的な配当を継続的にお届けすることを基本方針とし、業績の推移および事業展開を勘案して機動的に配当を行っております。

第87期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき2円

配当総額44,080,732円

なお、中間配当金として1株につき2円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき4円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役桑原豊、山中俊廣の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|--------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1      | やま なか とし ひろ<br>山中俊廣<br>(昭和25年3月17日生) | 昭和47年12月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社<br>昭和49年10月 公認会計士登録<br>平成8年9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任<br>平成24年6月 同法人退職<br>山中俊廣公認会計士事務所 代表<br>現在に至る<br>平成26年5月 学校法人大阪成蹊学園 常任監事就任<br>現在に至る<br>平成27年6月 当社社外監査役就任<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>山中俊廣公認会計士事務所 代表<br>学校法人大阪成蹊学園 常任監事 | 0株         |
| 2<br>※ | やま もと かず と<br>山本和人<br>(昭和45年11月23日生) | 平成12年10月 弁護士登録<br>平成12年10月 第一法律事務所(現弁護士法人第一法律事務所)入所<br>現在に至る<br>平成21年3月 ニューヨーク州弁護士登録<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士                                                                                                                                         | 0株         |

(注) 1. ※印は新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 山中俊廣、山本和人の両氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由

(1) 山中俊廣氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお同氏の当社社外監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(2) 山本和人氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を



有しており、社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

5. 山中俊廣氏の選任が承認された場合は、当社は山中俊廣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

また、山本和人氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。

6. 山中俊廣氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、山本和人氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。



### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会において、有効期間を平成28年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとする平時における「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を承認いただき導入しております。

その後、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、検討を進めてまいりました。その結果、平成28年5月27日開催の当社取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第87期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値および株主共同の利益をはかることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ない当社株式の大規模買付行為や買収提案に関する本プランを継続することを、当社全取締役の賛成により決定し公表いたしました。なお、本プランの継続を決定した当社取締役会においては、社外監査役2名を含む当社監査役全員からも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見表明がありました。

本議案は、本プランの継続およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランの継続に関し株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの継続をご承認いただいた場合の有効期間は、平成29年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとなります。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは、株主の皆様のご意向にしたがって随時これを廃止させることが可能であります。

なお、本プランの具体的な内容につきましては、次頁から48頁に、平成28年5月27日に公表いたしました「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」を添付しておりますので、ご参照ください。

【 ご参考：当社平成28年5月27日付公表資料より 】

## 「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ

当社は、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会において、有効期間を平成28年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時における「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しておりますが、本日開催された当社取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第87期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、以下のとおり本プランの継続を決定しましたのでお知らせします。

なお、本プランの継続に際しましては、1.（2）「当社を取り巻く経営環境と今後の取組み」を変更するとともに、その他所要の字句の更新を行っておりますが、本プランの基本的な仕組みは変更していません。

### 記

#### 1. 当社を取り巻く経営環境と企業価値向上に向けた取組み

##### （1）当社の事業内容とその強み

当社は、大正10年に土木建築用機材の製造販売および橋梁鉄骨の製作請負を主要業務として創業し、昭和37年には当時日本最長の橋梁である「琵琶湖大橋」を受注するなど、関西屈指の橋梁・鉄骨専門メーカー（設計・製作・架設）として現在に至っております。橋梁事業は、経験工学といわれるように、理論の積み重ねはもちろん、その設計・製作・架設の経験の積み重ねが必要不可欠な事業であり、またこのような実績の積み重ねが新技術の創出とさらなる受注に繋がる事業であることから、当社は、その80年を超える歴史を通じて各種鋼構造物の実現についてのノウハウを確実にかつ着実に蓄積してまいりました。また、当社和歌山工場は、直接海に面した28万㎡の広大な敷地の中に6つの工場と7つのヤード、2つの岸壁および専門性の高い技術研究所を備え、ITを駆使した高度な生産管理システムに基づく品質管理システム等の先進の技術で、大型化、高度化する鋼構造物のあらゆるニーズに対応しております。

主力の橋梁事業では、幹線自動車道の整備、都市高速道路の建設、さらには海上連絡橋などの大規模プロジェクト等、数々の国家的要請に対し、先進の技術で応え、2,300橋以上の橋梁の設計施工を行い、公共のインフラ整備に貢献しております。また、橋梁に並ぶ鉄構事業では、半世紀の間に各種ビルディングや体育館などで1,600件以上におよぶ工事履歴を有しております。特に生研トラスの工法は、東北、北陸地方等の多雪地域をはじめ全国の学校体育館、工場等の建設に多く採用されております。

当社は、これらの極めて公共性の高い事業を手掛ける企業として、「高い技術力」「不断の努力」「豊かな未来」という社是のもと、社会資本の整備を担う企業として、公正性・透明性の確保、コストの縮減および品質確保と向上に努め、より良い品質の製品を適正な価格で施工できる企業として日々精進しております。

## (2) 当社を取り巻く経営環境と今後の取組み

当社の主力事業である橋梁事業を取り巻く昨年度の環境は、新設鋼橋の発注量は前年度並みを確保したものの、発注者別に見ると国土交通省からの発注は大きく減少し、高速道路会社発注の大型案件が減少分を補完する構図となりました。鉄構事業では需要は堅調に推移いたしましたが、当社が得意とする超高層案件は、「首都圏一極集中」がより鮮明となり、当社の地元である関西圏での案件は極めて少ない状態が続きました。

このような状況のもと、橋梁事業における対象案件を絞った受注活動をさらに押し進め、目標とする案件の受注を着実に積み上げてまいりました。鉄構事業におきましても採算性重視の基本方針は変更せず、関西圏を中心に、利益確保が見込まれる案件のみの受注を徹底いたしました。この結果、受注高は橋梁事業、鉄構事業ともに前年度を上回る成果を上げることができました。

今後の経営環境は、橋梁事業では新設鋼橋の発注量は前年度並みにとどまると予想されます。高速道路会社から大規模案件の発注や予告はあるものの、熊本地震からの復旧が優先され国土交通省案件の発注が遅れると見られます。地域的には中部地区の発注が多いものの、遅れている東北復興案件の発注には不透明感が残ります。保全・中大規模改築工事の発注が本格化する中で、将来の新しい事業の柱とすべく、体制の構築を急いでおります。鉄構事業では、地元である関西圏の案件や大型のヤードを保有するという当社の特徴を活かせる案件の受注活動を基本としますが、採算の見込める首都圏の案件には積極的に対応し、受注量を拡大することで事業の安定化を目指してまいります。一方で、橋梁事業・鉄構事業で永年培われた制震関連製品は順調に育っており、今後は独自技術によるさらなる改善と新たなニーズに適合する新製品の開発に取り組んでまいります。

平成28年度は、当社にとって橋梁事業・鉄構事業ともに課題の多い事業環境が継続しますが、年度方針である「事業環境に対応した受注と利益目標の達成」「社会に信頼される品質と安全の確保」「組織間の活性化を目指した人材育成」「保全事業の具体化と独自技術の推進」を軸として、「経営資源および共有する情報の最大活用」に向けて全社一丸となり業績の拡大に取り組んでまいります。

### (3) 株主に対する利益の還元について

当社は、常に株主への利益還元を意識した経営を行っており、安定した業績を積み重ね、株主への安定的な配当を実施することを第一に考えております。一方で、絶えず進化する技術に対応するための工場の設備更新や、橋梁工事における現場架設機材への投資が、当社の安定的な成長を実現するためには必要不可欠です。このように、一定の内部留保を技術開発、設備の充実などに用いることが競争力の維持強化や事業構造の改革には必要であり、それらを株主の利益に繋げていくことを経営の最大の目標としています。

## 2. 本プラン導入の目的および必要性

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の経営にあたっては、橋梁を主力とした鋼構造物に係る設計・製作・施工に関する永年に亘る技術の蓄積と経験並びに当社のお取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナーおよびその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。また、前述のように地道な実績の積み重ねが将来の受注に繋がっていくという橋梁および鉄構事業においては、特に、目先の利益追求ではなく、腰を据えた改善の積み重ねを進めるといふ、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のユーザーであるお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。さらに、当社が携わる橋梁および鉄構事業は、社会資本を構成するものであり極めて公共性が高く、また竣工すれば全ての仕事が完了するわけではなく、竣工しても数十年経過した後の補修内容まで意識して取り組んでいく必要があります。このような取り組みと実績が、当社を新たなステップへ導き、当社のさらなる飛躍が可能となると考えており、これが当社の企業価値の源泉であると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。



## (2) 本プラン継続の必要性

以上のように、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為等は、それが成就すれば、当社の事業および経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであり、大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールにしたがって、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があると認識しております。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社および株主共同の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを継続することといたしました。

なお、本プランの継続決定日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はありません。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## (2) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランにしたがう旨および大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様との判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および関係者を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け(調達スキームを含みます。)、買付けの時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補(当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)等
- ⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- ⑥ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(下記(4)に定義されます。)に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様との判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。



### (3) 取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により、30日間を上限として、取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

### (4) 独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会（その概要につきましては別紙1を、独立委員会の委員の氏名および略歴につきましては別紙2をご参照ください。）を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外監査役および外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること

- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- ③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 直接または当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとします。

#### (5) 大規模買付者に対する対応方針

##### i 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害しないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ii 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

## (6) 対抗措置の具体的内容

上記(5)により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律および当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けます。

なお、当社取締役会が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。



#### 4. 株主・投資家に与える影響等

##### (1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。したがって、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについては今後新株予約権の発行登録を予定しており、新株予約権の概要については別紙3記載のとおりです。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (6)に記載の手続き等にしたがい当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式1株当たりの経済的価

値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当ての基準日における株主名簿に記録された株主の皆様には新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日までに、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

## 5. 本プランの継続決定の経緯と有効期限等

本プランの継続は、平成28年5月27日に開催された当社取締役会において、取締役の全員一致をもって承認されました。なお、当社監査役全員は、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

本プランの有効期限は、平成28年6月28日開催予定の本定時株主総会の終結の時から、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、当社は、平成28年6月28日開催予定の本定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本プランの継続について議案としてお諮りする予定であり、本定時株主総会において出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本プランは継続することなく、本定時株主総会の終結の時をもって将来に向けて効力を失うものとします。

なお、株主の皆様からご賛同をいただいた場合であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向にしたがって随時これを廃止させることが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

## 6. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。また、上記5.にて記載したとおり、本プランには有効期間を1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様が判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、当社取締役会または当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、別紙1「独立委員会の概要」にあるとおり、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価・検討し、当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。



このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値については株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### **(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、上記5.にて記載したとおり、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社社外監査役および外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うに当たって、当社企業価値および当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
  - ①買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動
  - ②買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
  - ③前二号に準じる重要な事項
  - ④その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会の委員の氏名および略歴

小嶋 博（こじま ひろし）

昭和16年生まれ

昭和53年4月 名古屋学院大学経済学部助教授

昭和60年4月 名古屋学院大学経済学部教授

平成4年4月 名古屋学院大学商学部長就任

平成10年4月 日本経営財務研究学会副会長就任（平成13年4月より平成22年10月まで評議員に就任）

平成17年4月 名古屋学院大学学長就任（平成23年3月に退任）

平成23年4月 名古屋学院大学商学部教授

平成24年4月 名古屋学院大学大学院特任教授

平成25年10月 日本経営財務研究学会会長に就任（現在に至る）

平成26年4月 名古屋学院大学名誉教授（現在に至る）

田島 義久（たじま よしひさ）

昭和24年生まれ

昭和62年4月 弁護士登録

平成4年5月 田島義久法律事務所開設

平成13年4月 ふじ総合法律会計事務所と合併し、同事務所のパートナーに就任（現在に至る）

平成17年5月 大阪府外部監査人補助者（平成19年3月に退任）

平成19年2月 京都府職員懲戒分限審査会委員に就任（平成24年12月に退任）

平成23年7月 宝塚市公正職務審査会会長（現在に至る）

平成25年1月 京都府参与（サービス管理担当）（現在に至る）

平成25年4月 池田市調査委員会委員（同年7月に退任）

平成25年12月 大阪府土地利用審査会委員に就任（現在に至る）

小川 泰彦（おがわ やすひこ）

昭和31年生まれ

昭和57年6月 公認会計士登録

昭和62年5月 税理士登録 公認会計士小川泰彦事務所開設（現在に至る）

平成9年7月 ペガサス監査法人代表社員（平成20年8月に退任）

平成13年7月 日本公認会計士協会理事就任（平成19年7月に退任）

平成22年6月 日本公認会計士協会近畿会会長就任（平成25年6月に退任）

平成22年7月 日本公認会計士協会副会長就任（平成25年7月に退任）

平成25年3月 株式会社ノーリツ社外取締役就任（現在に至る）

平成25年6月 株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）社外監査役就任（現在に至る）

以上

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

## 2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

## 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

## 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

(1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

## 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

## 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が25%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者および本日時点で議決権割合が25%以上の特定株主グループに属する者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議にしたがい、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。この場合における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

## 12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

## 当社の大株主の状況（平成28年3月31日現在）

| 株主名          | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|--------------|---------|---------|
| 日本生命保険相互会社   | 1,336   | 6.06    |
| 新日鐵住金株式会社    | 1,000   | 4.53    |
| JFEスチール株式会社  | 915     | 4.15    |
| 株式会社奥村組      | 888     | 4.02    |
| 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社  | 810     | 3.67    |
| 前尾 和男        | 650     | 2.94    |
| 株式会社紀陽銀行     | 586     | 2.65    |
| 株式会社三井住友銀行   | 502     | 2.27    |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 502     | 2.27    |
| 株式会社川金コアテック  | 500     | 2.26    |

（注）持株比率は発行済株式総数（22,375,865株）から自己株式（335,499株）を控除して計算しております。

以 上



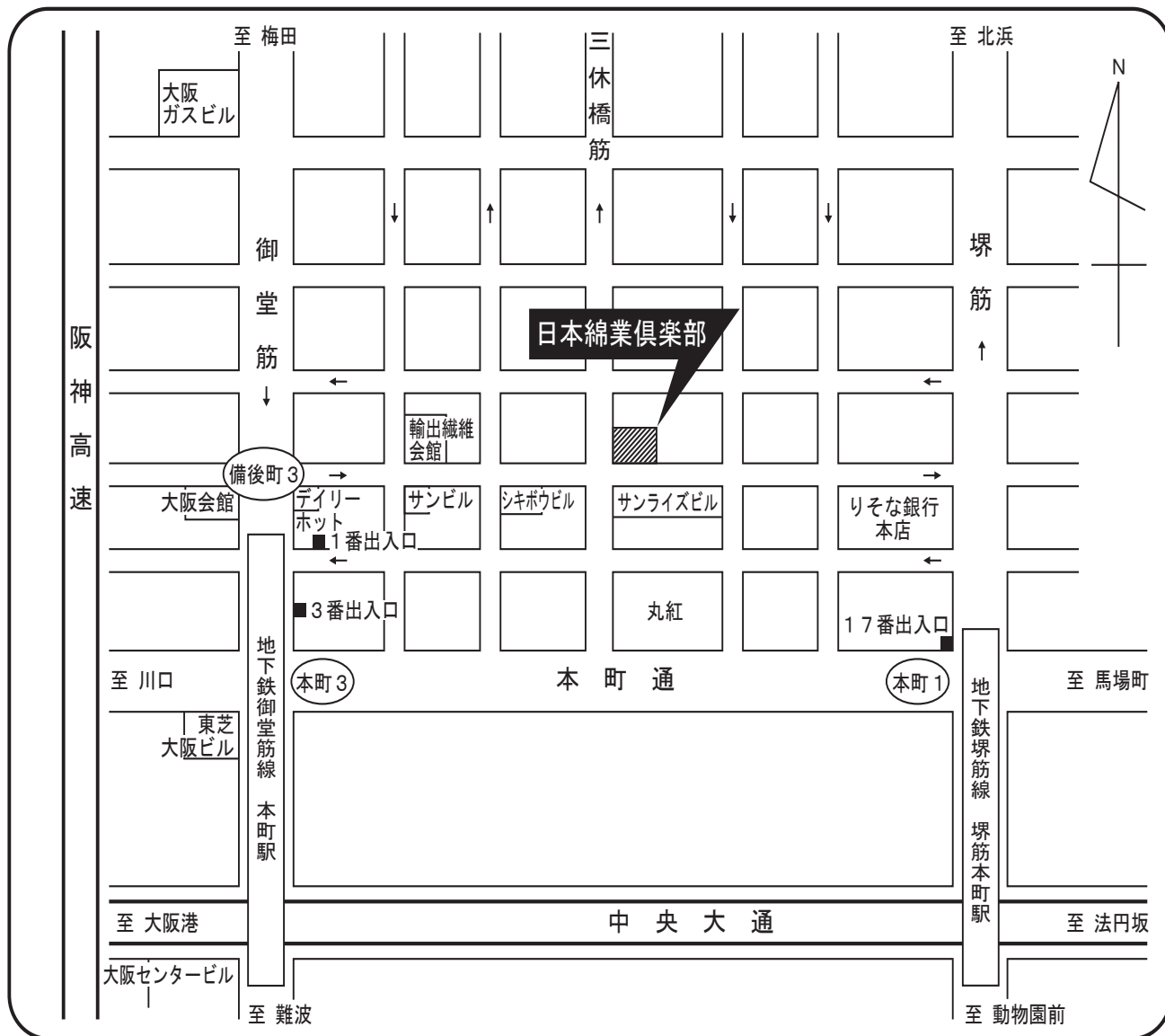






# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区備後町2丁目5番8号  
 日本綿業倶楽部 新館7階 大会場  
 TEL (06) 6231-4881



## [交通のご案内]

- 最寄駅 地下鉄（御堂筋線）本町駅1番・3番出口より徒歩約5分
- 地下鉄（堺筋線）堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。